MIZUSHIN NEWS LETTER

令和７年８月

お客様各位

水沢信用金庫

破産管財人等特殊口座の開設にかかる手数料の新設のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、当金庫では、破産管財人等特殊口座開設手数料を新設いたします。
今後も一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

１．新設日
令和７年９月１６日（火）

２．新設する手数料

手数料名	破産管財人等特殊口座開設手数料
手数料金額	口座開設１口座につき　１６，５００円（税込）
対象口座	次のいずれかに該当する口座 ・破産管財人 ・相続財産清算人 ・相続財産管理人 ・不在者財産管理人 ・遺言執行者 ・遺言整理受任者 ・その他これらに類する管理用口座

※法人、個人は問いません。
※既存口座を破産管財人等の名義へ変更する場合も含みます。
ご不明な点は水沢信用金庫本店および各支店までお問い合わせください。

以　上